

分科会の趣旨

今日、少子化・人口減少、家族形態の変容、SNSの発達等ライフスタイルが多様化する社会の中で、直接的な人と人との関わりが希薄化する傾向が一層強まっている。それに伴う周囲の人々との交流に消極的な家庭の増加により、地域住民による地域活動が低迷している。さらに、家庭の価値観の多様化や地域コミュニティの変化により、子どもたちの人間関係を育み広げる機会が減少した。こうしたことが要因となり、子どもたちが、地域の中で社会性を高めることが難しい時代を迎えている。また、若い世代の無業者や早期離職者の存在に見られるように、学校から社会・職業への意向が円滑に行われていないという指摘もある。

このような情勢の中、学校は、子どもたちに、社会が直面する問題に正面から向き合おうとする強い意志を培い、社会を構成する一員として多様な人々と協働しながらその解決に主体的に取り組もうとする態度を育むことが求められている。加えて、開かれた学校として地域コミュニティの核となり、社会とどう関わり、どのように貢献していけるかを考えた学校づくりを進めていくことも求められている。

そのような学校づくりを実現するためには、子どもたちが考え行動するプロセスを重視し、地域の特色を生かした豊かな体験活動を積極的に取り入れ、組み立てていくことが大切である。また、全ての教育活動をキャリア教育の視点から捉え、幅広い学力、コミュニケーション能力や規範意識等、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を高めていく教育課程を編成することにより、働く意義や目的を探究し、自分なりの勤労観・職業観を形成していくことも重要である。

本分科会では、「社会に開かれた教育課程」の編成に向け、校長のリーダーシップの下、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちに、各教科等で身に付けた知識や技能等を基に、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会に参画し、課題を解決する力や態度を養うための具体的方策と成果を明らかにする。

(1) 持続可能な社会の創造に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進

学校は、子どもたちが社会の仕組みを理解し、自立した社会人として生きていくために必要な資質・能力を育むとともに、社会に貢献しようとする態度の育成を目指している。

そのためには、地域を対象として、地域の人的・物的資源を活用し、体験的学習や問題解決的な学習を積極的に組み立てる必要がある。また、積極的に地域住民の学校運営への参画意識の醸成に努め、目指す子ども像を共有し、共に子どもたちを育む関係を築いていくことが求められる。校長は、こうした認識の下に、子どもたちが将来への夢や目標を確立し、希望をもって社会の一員として歩き始めることができるよう教育活動を推進していくことが求められている。

このような視点に立ち、他者と協働して主体的に社会に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付けることができる教育活動を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

小学校におけるキャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を養うことを目的としており、発達の段階に応じて組織的かつ計画的に推進していくものである。

これを踏まえて、学校においては、体験的な学習活動を充実させるとともに、家庭・地域社会との連携・協働を図りながら、子どもたちが様々な人々や社会との関わりをもてるよう工夫する。そのような活動を通して、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会の中での自己の役割を認識し、働くことの意義や夢をもつことの大切さを理解できるようにすることが求められている。

このような視点に立ち、教育活動全体を通じて、地域に愛着をもち、豊かな未来社会の実現に貢献する力を育むキャリア教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第 11 分科会 「社会形成能力」

研究課題 「持続可能な社会を創造する力を育む教育活動の推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題や先見性、意識改革の必要性についての解説

近年、社会が複雑化、多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している。とりわけ、少子化の進展や家族形態の変容などによる家庭の養育姿勢や地域コミュニティの変化に伴い地域活動への参加機会は減少し、子どもたちが社会性を高めたり、人間関係を育み広げたりする機会は減っている。そのような中、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震、能登半島地震、道内外の風水害等、それぞれの被災地において、ボランティア活動や支援活動など、地域の人たちとの絆が改めて見直され、地域コミュニティの形成・発展がますます重要であることも明らかとなった。

また、ここ数年の教育情勢からは、将来を担う子どもたちの豊かな未来づくりを図る、「社会形成能力」の育成を求める内容の記述をしばしば目にする。一例としては、下記のようなものがあり、このような力の育成の重要性を知ることができる。

- ・持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出す
- ・あらゆる多様な人々を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越えていく力

(全連小 研究主題 解説より)

- ・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要

(北海道教育推進計画より)

「社会形成能力」とは、多様な人々の考え方や立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ多様な人々と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。この力は、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍している社会との関わりにおいて様々な他者を認めつつ、協働していく力である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応することのみならず、自ら新たな社会を創造・構築していく資質・能力が求められている。さらに、人や社会との関わりは、自分に必要な知識、能力、態度への気付きだけでなく、将来の自分への夢や希望を与えてくれるものであり、自らを育成する上でも影響を与えるものでもある。具体的な例としては、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーションスキル、チームワーク、リーダーシップ等があげられる。

また、子どもたちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには学校で学ぶことと社会とのつながりを意識させることも重要である。そのために校長は、「社会に開かれた教育課程」の意義合いを十分に自覚し、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験などのキャリア形成に関わる啓発的な体験活動、道徳科における学習の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて系統的、発展的に教育課程に位置付け、編成・実施・評価・改善していくことが必要である。

校長は、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちが、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会の活動に積極的に参画し、課題を解決していく力や態度を養うよう、リーダーシップを発揮して教育課程を編成していくことが必要である。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 持続可能な社会の創造に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進

- ・社会との関わりを豊かにしていく力を身に付ける体験活動の充実
- ・多様な人々と協力して社会の活動に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付ける教育活動の創造

(2) 地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

- ・社会と積極的に関わろうとする態度の育成を目指した教育課程の編成
- ・社会づくりに貢献しようとする力を育む、キャリア教育の視点を取り入れた教育活動の充実

3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

学習指導要領等解説 総則編

文部科学省 平成 29 年 6 月

第 4 節 児童の発達の支援

1－(3) キャリア教育の充実

○ 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」との混同により、特に進路に関連する内容が存在しない小学校においては、体系的に行われてこなかったという課題もある。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないかと、といった指摘もある。

こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。さらに、本改訂ではキャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を設けている。その実施に際しては次の 2 点に留意することが重要である。

一つ目は、総則において、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置づけた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要である。

二つ目は、学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することにより設けたものであるということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動である。中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要である。また、キャリア教育は、児童に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童を育てていくことが求められる。さらに、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が児童の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に応じた情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

第4章 初等中等教育の充実

第5節 キャリア教育・職業教育の推進

1 キャリア教育の推進

(1) 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において困難に直面していると言われています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の新学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることについて明示されています。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。

例えば、児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材である「キャリア・パスポート」について、活用を促すとともに、小学校キャリア教育の手引きを改訂し、文部科学省のホームページに公開しました。

〈令和4年度実施施策〉

1. チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した、小・中・高等学校等における起業体験の推進
2. 厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」の合同開催
3. キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」や、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施し、先進的な取組を全国へ普及・啓発等を通じ、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を推進しました。

(2) 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、

1. 異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、
2. 生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、
3. 学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、
4. 職業の現場における実地的な知識や技術・技能に触れることが可能となること

など、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立中学校における職場体験は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年度の実施率が28.5%と、元年度（前回調査時）の実施率97.9%より大きく低下しています。また、公立高等学校（全日制及び定時制）における3年度のインターンシップ実施率52.9%と、元年度（前回調査時）の実施率85.0%より低下しています。職場体験やインターンシップには、高い教育効果が期待される中、実施率の向上が今後の課題となります。

第2章 北海道の現状と課題

2 子どもたちや教育の現状

(5) キャリア教育

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要となっています。こうした中、進学や就職などの進路の目標が決まらないまま卒業を迎える生徒が一定程度いることから、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、小・中・高校におけるキャリア教育を充実させることが求められています。このため、児童生徒がキャリア・パスポート等を活用しながら、自らのキャリア形成を見通したり振り返ったりするなど、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などの充実により、産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けさせるため、関係機関等と一体となって教育活動全体を通じた組織的かつ計画的なキャリア教育を実践することが重要です。特に、高校の職業学科においては、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、「社会に開かれた教育課程」の改善・充実を図りながら、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人を育成することが必要です。

第4章 施策【施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進】

7 キャリア教育の充実

＜施策の方向性～10年後を見据えて～＞

- 社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポートを活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を実践します。
- 進学希望者が多い普通科高校等においても勤労観・職業観を育成するため、大学・大学院での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学や研究施設等の専門機関におけるアカデミック・インターンシップを推進するなど、計画的な就業体験を促すキャリア教育を実践します。
- 産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けた人材を育成するため、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、地域と学校が一体となった教育課程の改善・充実を図りながら、持続的な成長を促す産業教育を実践します。
- 高校においては、進路目標が定まらないまま卒業する生徒が存在することや、就職後3年以内に離職する割合が全国に比べて高い状況にあることから、キャリアプランニングスーパーバイザーによる学校支援を行うなど、生徒の自己肯定感を高め、職業意識を向上させるための就職指導の改善・充実を図ります。

＜主な取組＞

- キャリア・パスポート等を活用したキャリア教育の推進
 - ・ 家庭・地域など一体となり学校の教育活動全体を通して行う組織的かつ計画的な進路指導の強化
 - ・ 主体的に進路選択ができるよう、小・中・高校におけるキャリア・パスポート等の活用の促進
 - ・ 起業家的資質・能力の育成など、社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する学習活動の推進
 - ・ 児童生徒が自身の変容や成長を自己評価する学習活動を促進
- 就業体験活動（インターンシップ）の充実
 - ・ 勤労観・職業観を育成する就業体験活動等の体系的な指導の強化
 - ・ 進学希望者が多い普通科高校に、アカデミック・インターンシップを含む就業体験活動の推進
 - ・ 大学や専修学校などの卒業が前提となる資格を要する職業にも拡大した就業体験活動の推進
- 地域や産業界と高校が一体となった社会に開かれた教育課程の推進
 - ・ 産学官が一体となった教育課程の改善を図る職業人材育成システム*の強化
 - ・ 産業界等と連携し、学びの場を学校外に確保した職業教育の推進
 - ・ デジタル化に対応した最先端の知識や技術を習得する実践的な職業教育の充実

第3章 小学校におけるキャリア教育

第1節 小学校におけるキャリア発達

(2) 各学校におけるキャリア発達の課題の具体的な捉え方

キャリア教育は、一人一人のキャリアが多様な側面をもちながら段階を追って発達していくことを深く認識しつつ取組を展開するところに特質がある。また、キャリアは、発達の段階やその発達課題の達成と深く関わりながら、段階を追って発達していくものである。よって、一人一人のキャリア発達を促進させるためには、まず、各学校において目の前の児童の現状を踏まえ、必要とされる能力を意図的に育成していくことが求められる。その上で、各学年団の前後の関係を理解することや、中学校の時期におけるキャリア発達との関連を捉えることなど、時系列的な関連性を理解し、継続的・系統的な指導を行うことができるようにすることが大切である。各学校において、キャリア発達の課題を明確にし、キャリア教育を通して身に付けさせたい能力を設定するためには、児童の現状を把握する必要がある。その際には、現状を数値化して把握する「定量的な把握」と、数量的な計測結果には現れにくい質的な側面について把握する「定性的な把握」の双方が不可欠である。

第2節 教育課程との関りにおけるキャリア教育

(1) 児童の現状を踏まえた具体の能力の設定の取組

キャリア教育の実践に当たっては、一人一人の児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようにすることが求められる。その際、身に付けさせたい資質・能力の中核となるのは、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成される基礎的・汎用的能力である。本書第1章第5節において解説されているとおり、これら四つの能力は、相互に関連・依存した関係にあり、これらの能力をすべての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを前提に構想されたものではない。これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色や児童の発達の段階によって異なると考えられ、各学校においては、この四つの能力を参考にしつつ、それぞれの課題を踏まえて具体の能力を設定し、工夫された教育を通じて達成することが望まれる。それゆえ、前節で整理したとおり、各学校においては「定量的な把握」と「定性的な把握」の双方を通して自校の児童たちの現状を捉え、それを基盤としつつ、それぞれの学校教育目標や教師や保護者の願いを視野に収めながら、「目の前のこの子たち」にふさわしい具体の能力、すなわち、キャリア教育を通して身に付けさせたい力を設定する必要がある。その際特に重要となるのは、各学校において身に付けさせたい力が、卒業時の到達目標として「〇〇することができる」「〇〇する」など、実際の行動として現れるという観点に立って表現されていることである。このような目標設定がなされることにより、卒業までに児童が身に付ける能力の全体像を描くことが可能となり、また、「できるようになったかどうか」というアウトカム評価をすることも可能となる。従来、キャリア教育の目標を設定する際には、「望ましい職業観・勤労観を育成する」「たくましく生きる力を高める」など、多様な解釈の余地を残す抽象度の高い表現が用いられることも少なくなかった。そのため、キャリア教育の取組を通して目標がどれほど達成できたかという検証も自ずと困難とならざるを得ず、検証を通して明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）を確立することも難しかったと言えよう。キャリア教育は、各学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにし、日々の教育活動全体を通して達成させることを目指すものである。各学校がこの視点に立って教育の在り方を幅広く見直すことにより、教職員にそれぞれの学校の教育の理念と進むべき方向が共有されるとともに、教育課程の改善が促進される。そして、その基盤となるのが、先述した目の前の児童の現状を踏まえた具体の能力の設定である。

分科会の趣旨

現在、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現が求められている。共生社会とは、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人々が互いの人権を尊重し合い、共に力を合わせて生活していくことができる社会である。そして、多様な人々と協働しながら新たな価値を生み出し、様々な分野での共生社会の創り手となっていくことが求められている。そのためには、一人一人の自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むことが大切である。それとともに、互いに仲間として支え合いながら、よりよい社会を築いていこうとする「共生」の態度を養うことも重要である。

そこで、学校は、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を整備していかなければならない。そして、誰もが自立し合い互いに尊重し合える共生社会を築くために、個々の状況に応じた子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する必要がある。このような視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、能力を高め、生活や学習上の困難を改善、又は克服できるよう特別支援教育を発展・充実させていくこと、そして、子どもたちの自己肯定感を高め、「自立する力」と「共生」の態度を育み養っていくことが大変重要である。

校長は、このような「自立と共生」の社会づくりにおける学校の役割の大きさについて教職員の理解促進と専門性の向上を図りながら、カリキュラム・マネジメントの確立や校内支援体制の整備、地域の医療・福祉といった関係機関との連携、家庭・地域への理解啓発などをより一層推進させていかなければならない。本分科会では、このような視点で社会づくりに おける特別支援教育の役割について共通認識に 立ち、校長のリーダーシップの下、子どもの自立 を図るための特別支援教育や多様な人々と共生 し協働する資質・能力を育む教育を推進するため の具体的な方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 持続可能な社会と幸福な人生を創る力を育てる特別支援教育の推進

共に支え合う共生社会、持続可能な社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、共に活動し共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築と、子どもたちの自立と社会参加の一層の推進が求められている。そして、子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援を必要な時に提供できるようにしていくことが重要である。

校長は、きめ細やかな質の高い指導・支援の充実を目指し、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を図るとともに、子どもたちが地域社会の構成員であることを学ぶ地域社会での交流や学習の推進を図る必要がある。また、医療・福祉等の関係機関との連携を強化し、全ての子どもたちが、その能力を十分に発揮できる学習環境の整備に努めることも重要である。

このような視点に立ち、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 多様な人々と協働する資質・能力を育む教育の推進

現代においては、子どもたちは、「共生社会」の創り手として、予測できない変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、多様な人々と協働して課題を解決していく力の育成が求められている。

校長は、多様性の尊重、他者への共感や思いやりの心を子どもたちに培っていくこと等を通して、多様な人々と協働する資質・能力を育んでいく教育活動が実施されるために必要なカリキュラム・マネジメントに努めなければならない。また、家庭や地域への理解啓発を図り、連携して子どもたちを育てていくことも必要である。

このような視点に立ち、「共生社会」の実現に向け、多様な人々と協働する資質・能力を育んでいく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第 12 分科会 「自立と共生」

研究課題 「自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

LD・ADHD・高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。小学校においては、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の子どもに対する理解や指導及び支援に努めてきている。「校内委員会設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、さらに、「個別の指導計画の作成」「個別の教育支援計画の作成」についても着実に取組が進んだことで、連続性のある一貫した教育支援体制の充実が図られてきている。さらに、平成 28 年 4 月からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用を受け、学校現場では合理的配慮が求められるようになり、保護者を含め関係機関との一層の連携が必要不可欠となっている。

また、障がいのある児童生徒のニーズは、教育、医療、福祉等様々な観点から生じるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、または密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、医療、福祉等の面からの対応の重要性も踏まえて、関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、医療、福祉等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

さらには、少子高齢化や情報化、グローバル化が進む現代社会において、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、様々な国籍や自然、文化、また男女共同参画への考え方、高齢者福祉などあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な「共生社会」の創り手となることが求められている。そこで、互いを理解するためには、他者への共感や思いやりの心、相手の立場で物事を考える能力や態度を醸成することがとても重要である。

こうしたことから、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、学校教育だけでなく、よりよい社会を築いていく上で、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、性別や国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であり、国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、多様な生き方を自らの意思で選択することのできる社会である。その実現のため、学校教育は、自立と社会参加を見通した取組や多様な人々と共生し協働する資質・能力を育む取組によって、重要な役割を果たすことが求められる。その意味で、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

学校は、家庭や地域・関係機関等との連携を深め、インクルーシブ教育の理念を踏まえて、子どもの発達や障がい等についての理解を広げ、子どもや保護者に温かく寄り添い、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進していかなければならない。そのために校長は、共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の推進に向けて、強くリーダーシップを発揮することが求められている。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 持続可能な社会と幸福な人生を創る力を育てる特別支援教育の推進

- ・特別支援教育の校内支援体制の整備と関係機関等の連携の在り方
- ・特別支援教育の推進を目指す教職員の意識改革と専門性の向上

(2) 多様な人々と協働する資質・能力を育む教育の推進

- ・多様な人々と共生し協働する資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの確立
- ・「共生社会」の創り手となる子どもを育むための家庭や地域への理解啓発及び連携の在り方

3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

小学校学習指導要領 文部科学省

平成29年 3 月

小学校学習指導要領 総則 第4 児童の発達への支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

- ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。
- ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。
- エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

学校学習指導要領解説（総則編） 文部科学省

平成29年 6 月

小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第4節 児童の発達への支援

2 特別な配慮を必要とする児童への支援

(1) 障害のある児童などへの指導

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

さらに、障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

I 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

（これからの特別支援教育の方向性）

- 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、次のことを着実に進めていく。
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
- これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を進めるとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。
- また、これらの方向性を実現するため、次のことを進める。
 - ・就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など障害のある子供の学びの場の整備
 - ・特別支援教育に携わる教師の専門性の向上・GIGAスクール構想による1人1台端末等の最新のICT技術の活用
 - ・関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備
- これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申） 中央教育審議会 令和3年1月26日

4 新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 一方で、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育を巡る状況が変化している。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業により特別支援学校を始めとする学校が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割等が再認識されるとともに、特別支援学校等だけでその全ての期待に応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつある。
- また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

Ⅳ 教師の専門性の向上のための具体的方向性

◎特別支援教育を担う教師の専門性を向上し、質の高い集団をつくり、それを支えていくために、養成・採用、教師の継続的な学びを支える研修・キャリアパス等について、関係者ごとに以下の方策を講じる。

1 全ての教師（全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応）

- 小学校等において、通常の学級と、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校の間で連携した指導の充実を図り、教師が協働しながら専門性の層を着実に厚くしていく仕組みをつくり、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やしていくことが必要である。
- 新規採用から長時間経過していない期間において、多くの教師が障害のある児童生徒の学びの特性を理解し、特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わりながら、学習指導案を作成し、年間を通じて実際に指導に当たる機会を設けることが不可欠と考える。

〈具体的方向性〉

- ・任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知） 文部科学省 令和4年4月27日

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があるこ

とが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（報告）

検討会議 令和5年3月13日

2 特別支援教育に関する校内支援体制の充実

（校内委員会の機能強化）

各学校においては、校長のリーダーシップの下に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について再点検する必要がある。その結果、例えば、校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が機能していないのであれば必要な見直しを図り、全校的な支援体制を確立することが必要である。その際、校長は、校内委員会において中心的な役割を果たすとともに、外部の専門家や関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口など広範な任務を担う特別支援教育コーディネーターにふさわしい教師を適切に指名し、校務分掌の見直しを図るなど、その役割を校内において十分に果たせるよう体制を整える必要がある。

（中略）小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場は、子供の発達程度、適応の状況や取り巻く環境等を勘案しながら変更ができることを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

次期教育振興基本計画について（答申） 中央教育審議会 令和5年3月8日

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

【基本施策】

○特別支援教育の推進

- ・障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
- ・その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、通級による指導の充実及び外部人材の活用の推進等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図る。
- ・さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。また、特に教師の専門性向上を図るため、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等について、保護者の付添いなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含め、取組を推進する。また、病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICTを活用した遠隔教育推進にも取り組む。
- ・障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進する。

V 教育課題

第13分科会 社会との連携・協働

研究課題 家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の 接続・連携の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

急激な少子化・人口減少、高齢化やグローバル化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、地域においては、つながりや支え合いの希薄化による家庭や地域の教育力の低下などの課題が指摘されている。また、子どもの貧困や子育てに不安をもつ保護者の増加など、家庭環境も大きく変化したため規範意識や他者とのコミュニケーション力が十分に育たず、それが問題行動の要因の一つとなっている。一方学校においては、いじめや不登校、特別な支援を要する子どもの増加など、子どもたちを取り巻く課題はますます複雑化・困難化している。

これらの課題には、学校現場のみならず社会総がかりで対応することが求められており、望ましい子どもの育成や生徒指導上の課題へ対応するために、学校と家庭や地域等とが一体となって取り組む組織的な体制をつくっていくことが必要不可欠である。

また、依然として「小1プロブレム」「中1ギャップ」と呼ばれる学校段階等間の接続上の課題も存在している。子どもたちがスムーズに学校に適応できるようにするために、また、長いスパン、同じベクトルで子どもたちの成長を積み上げていくために、学校段階等間の接続・連携をより一層推進する必要がある。

校長は、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々と共に子どもを育てていくという視点に立ち、地域と共にある学校づくりや、学校段階等間のより円滑な接続・連携、そしてそれらに伴う教育環境の整備等を推進していく必要がある。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、子ども一人一人の将来を見据え、家庭や地域等との連携・協働や学校段階等間の円滑な接続・連携を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、持続可能な社会の実現を目指して創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進

子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためには、地域社会と連携を深め、学校内外での子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが必要である。そのためには、学校が、地域の特色を生かし、継続的、双方向的な連携・協働を推進して、それぞれの教育機能が確実に発揮できるよう、中心的役割を果たすことが求められている。

校長は、この認識の下、家庭や地域等の実態を重視し、教育目標やビジョンを保護者や地域と共有しながら、その実現に向けて連携・協働していく、地域と共にある学校づくりを推進していく必要がある。

このような視点に立ち、家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進

次世代を担う子どもたちが、本来もっている能力を十分に発揮し、自己実現を図っていくためには、将来を見据え、幼児期から義務教育9年間の成長・発達を見通した教育を推進していくことが必要である。

幼保・小・中がそれぞれの相互理解を図り、接続期のカリキュラムの工夫・改善や教育活動の成果や課題の共通理解、子ども同士の交流など、成長を連続させるための具体的な取組を推進することで「小1プロブレム」「中1ギャップ」といった課題も解決されていく。

校長は、中・長期的な展望に立ち、子どもたちが各学校段階において、自身の能力を十分に発揮できるように、円滑な接続・連携をより一層推進しなければならない。

このような視点に立ち、学校段階等間の成長の連続性を重視し、円滑な接続・連携を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第 13 分科会 「社会との連携・協働」

研究課題 「家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

昨今、少子高齢化や地域のつながりの減少による地域の教育力の低下や、発達障がいや貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められている。一方で、グローバル化、人工知能の進化などにより、変化が激しく予測困難な未来が来ることが予想され、現在ある仕事の多くが 10 年後、20 年後には消滅し、子どもたちの半数近くが現在存在していない職業に就くことになり、学校で教えていることが将来の社会で通用しないのではないかとといった指摘もされている。

学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示している。

この理念の実現に向けては、組織的・継続的に地域と学校が連携・協働していくことが大変重要といえる。具体的な取組としては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動の一体的推進が重要である。開かれた学校から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である。

また、平成 28 年 12 月に提示された小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引きでは、子どもたちは義務教育 9 年間で日々の学習を積み上げて成長していくが、例えば、「小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか。」「中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか。」といった問いに向き合い、目の前の子どもたちの課題に応じた対策を模索することの重要性について述べられている。さらに、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要になっているという指摘もあり、生徒指導上の課題について小学校と中学校が連携し、義務教育の 9 年間で子どもたちの望ましい成長を促すことの必要性も述べられている。また、学習指導要領総則編では、幼保小接続に関しては、小学校入学当初、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的に弾力的指導を行うことと述べられている。

これらは、「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えて、一体的な改革を進めるものであり、今後、その進展と軌を一にしながら教育課程の改善を進めていく必要がある。

2 「研究課題」を究明する視点

（1）家庭や地域等と連携・協働を深め、持続可能な社会の実現を目指して創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進

- ・「地域と共にある学校」を目指した教育活動の構築
- ・学校、家庭、地域をつなぐ持続可能な体制の創造

（2）成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進

- ・幼児期に育まれてきた力と小学校での学習の円滑な接続・連携の在り方
- ・義務教育 9 年間の学習の積み上げと望ましい成長を促す教育課程の改善

3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

令和5年度 文部科学白書

文部科学省

第3章 生涯学習社会の実現

第3節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

3.社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

(1)地域と学校の連携・協働のための仕組み

子供たちを取り巻く様々な課題や地域の課題の解決のためには、学校と家庭、地域の連携・協働が重要です。このため、文部科学省では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と、社会教育法に基づく地域学校協働活動を一体的に推進しています。

コミュニティ・スクールは、「社会に開かれた教育課程」の実現はもとより、学校における働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みです。「第4期教育振興基本計画」では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしており、更なる導入の加速とともに、導入後の取組の質的向上を図っています。

(2)地域と学校の連携・協働の現状

コミュニティ・スクールの導入校数・導入率は近年飛躍的に伸びており、令和5年5月1日現在、全国の公立学校のうち1万8,135校(52.3%)と半数を超えました(図表2-1-12)。また、地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部が整備されている学校数は、1,144校(61.0%)となっています。地域学校協働活動の

一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を提供する「放課後子供教室」は1万7,129教室が実施されています。

文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進するため、次のような取組を実施しています。

①全国フォーラム(地域とともにある学校づくり推進フォーラム)や教育委員会担当者向け説明会・協議会等

の開催

②豊富な知見を有するCSマイスターの教育委員会等への派遣

③学校と多様な地域関係者とをつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置促進

④趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ、出前授業等の教育プログラムを提

供する取組の実施

北海道教育推進計画(素案2023年度～2027年度)

北海道教育委員会 令和5年

第2章 北海道の現状と課題

2 子どもたちや教育の現状

(13)学校と地域の連携

人口減少、少子高齢化などの社会の変化に伴い、地域と学校を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化といった様々な要因により、地域社会における支え合いやつながりが弱まっており、機能停滞などにつながっていると指摘されています。また、

人口減少と少子高齢化に加え、若者の札幌市など都市部への人口集中や道外への人口流出などにより地方の過疎化が進行し、地域社会の教育力の低下に加え学校数の減少や高校の小規模校化などの課題が生じています。さらに学校では、経済的困窮を背景に地域や社会から孤立した子どもや、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加等、子どもたちを取り巻く環境が刻一刻と変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。

これらの課題の解決策の一つとして、学校が地域と連携・協働した取組を進めるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置に取り組んでおり、両方を整備している学校の割合は全国と比べ高い状況にあります。また、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を一層推進することを通じて、全ての子どもたちが、身近な地域の人や魅力などを知り、地域の一員としての意識を育み、安心して楽しく学校に通える環境を整える必要があります。

また、地域と一体となって教育活動に取り組む体制の構築や地域における教育機能の維持、各地域における自然や歴史、産業をはじめとする教育資源の活用、アイヌの人たちの歴史や文化等に対する理解、北方領土、縄文遺跡群に関する正しい知識を身に付けることを通じて、ふるさと北海道への愛着や誇り、地域社会の一員として、まちづくりに参画しようとする意欲や資質・能力を身に付け、本道の未来を切り拓いていく人材の育成が重要です。

第4章 施策【施策の柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現】

19 地域と学校の連携・協働の推進

＜施策の方向性～10年後を見据えて～＞

- 行政と学校、地域住民、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実させることにより、地域の課題解決や地域創生の実現に向けた取組を推進します。
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの発掘・育成を推進することにより、地域創生に向けて地域と学校が育むべき子どもの資質や学校の取組・課題を共有する体制づくりを行うなど、「学校を核とした地域づくり」を通し、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える地域社会の実現を目指します。

＜主な取組＞

- 学校や行政と連携した主体的に地域に関わる児童生徒の育成
 - ・ 学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童生徒の育成を支える体制づくりの促進
 - ・ 地域や学校に向けた地域の課題解決や地域創生に係る学習成果の情報提供及び情報交換の場の提供
 - ・ 地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実
 - ・ 地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発
 - ・ 地域課題探究型の学習活動*の推進
- 学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進
 - ・ 地域学校協働活動推進員等*の活動事例の収集・提供を強化し、市町村における配置を促進
 - ・ 学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充
- 地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築
 - ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働本部*の一体的推進の支援
 - ・ 学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援
 - ・ 学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援

第3章 基本的な導入手順とPDCAの推進

(1)現状把握と課題の特定（地域とともにある学校づくり）

- ・小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが重要です。このような観点から、例えば学校運営協議会や学校支援組織との定期会合等を通じて、地域住民とも教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに生かしていくことが考えられます。
- ・小中一貫教育の導入を契機として、地域住民や保護者との議論を積み上げ、協力体制を築くことが、より良い学校づくりにつながります。

第4章 指導の一貫性の確保

1. 基本的な考え方

- ・小中一貫教育の中核となるのは、義務教育9年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。
- ・第3章で述べたように、教職員の共通認識の下で、義務教育9年間を見通した学校教育の目標（中学校卒業時点での目指す子供像）をなるべく具体的に設定した上で、目標達成のための手段として、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施する必要があります。
- ・その際には、それぞれ学校段階を超えたつながり（接続の円滑化）だけでなく、小学校段階内や中学校段階内での異なる学年のつながりも含め、9年間の系統性・連続性を重視して、取組を改善することが重要です。発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程全体を編成していくことが求められます。
- ・また、各教科等の内容項目の指導以外にも、児童生徒の実態や課題を踏まえ、個々の学年・学級の指導計画レベルも含め、どのような取組を一貫させたり、発展的に継続させたりするかを検討することが求められます。小中一貫教育というと、相互乗り入れ指導や異学年交流、合同行事などがイメージされることが多いですが、それらは小中一貫教育の特長を生かした取組の一つに過ぎず、それらに取り組んだからといって、必ず成果を上げることができると考えるべきではありません。
- ・このようにして義務教育9年間の一貫性を強めた教育活動を検討することにより、「これまで小学校と中学校はそれぞれ組織的・継続的な取組を行うことができていたのか」といった基本的な事柄について改めて確認し、改善につなげることが可能となります。
- ・教育基本法では「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」とされており、小中一貫教育の取組は、こうした教育基本法の要請を小学校段階と中学校段階を一貫させて徹底するものであると位置づけることができます。
- ・なお、教育活動を効果的に展開していく上では、個々の教員の創意工夫を推奨することが重要であることは言うまでもありません。このため、一貫性・継続性を強める取組を行う際は、全てを統一しようとするのではなく、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味した上で、共通認識を持って取り組むことが大切です。また、個々の教員の創意工夫を教職員集団で積極的に共有し、効果的な取組が校内に広がるような手立てを講じることや、それらの手立てを一貫教育の教育課程や指導計画に位置づけていくことも重要です。

1 改定の経緯及び基本方針

(1) 改定の経緯

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

(2) 改訂の基本方針

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓ひらくための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

4 学校段階等間の接続

(1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

(2) 中学校及びその後の教育との接続、義務教育学校等の教育課程

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。